

北杜市武川町地内における産業廃棄物
不適正保管事案に係る調査委員会

調査報告書

令和6年3月

はじめに

令和5年11月、山梨県北杜市武川町地内において産業廃棄物が処理基準に違反して保管される事案（以下「本件事案」という。）に対し、山梨県は改善命令を発出した。

本件事案では、数年前から基準違反の状態が継続しており、県では行政指導による改善を目指していたものの、結果的に違反状態が改善されず、拡大するに至った。

このため、県が改善命令を発出するまでに行ってきた行政指導その他の対応について、適正なものであったのかを検証することとしたものである。

目次

第1章 検証の目的、方法	・・・	3
(1) 検証の目的		
(2) 検証の方法と経過		
第2章 関係法令等	・・・	4
(1) 法律・政令・省令		
(2) 事務処理に関する指針等		
第3章 本件事案の概要及び経緯	・・・	5
(1) 事案の概要		
(2) 保管数量の推移		
(3) 苦情等への対応		
(4) 行政指導の経緯		
(5) 事業者の主張		
第4章 本件事案の原因分析及び県の対応評価	・・・	18
(1) 組織体制		
(2) 職務権限（決裁権限）		
(3) 県の対応と、その評価		
ア 生活環境保全上の支障又はそのおそれの有無		
イ 保管量上限超過への対応		
ウ 評価		
第5章 課題と再発防止に向けた提言	・・・	24
(1) 情報共有と連携の強化		
(2) 県マニュアルの改善		
(3) 組織管理、組織体制の充実		
(4) 不適正事案を発生させないための根源対策の検討		
資料1 保管量の推移		
資料2 建設リサイクル法の概要		

第1章 検証の目的、方法

(1) 検証の目的

北杜市武川町地内における産業廃棄物不適正保管事案に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、本件事案について、山梨県が行った行政指導その他の対応の適正性を検証することを目的とし、山梨県知事の附属機関として令和5年11月20日に設置された。

調査委員会は、次の事項について調査及び検討を行い、知事に答申することとされた。

- ① 本件事案に対する県の対応に違法又は不当な点があったか。
- ② 違法又は不当な点があった場合において、県は、どのように対応すべきだったか。
- ③ 違法又は不当な点があった場合において、当該違法又は不当な点が発生した要因は何か。
- ④ 違法又は不当な事案の発生を抑制するため必要な措置は、どのようなものか。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、調査委員会が必要と認める事項

(2) 検証の方法と経過

調査委員会は、本件事案に関する法令、通達等及び県のマニュアル等を踏まえ、令和元年度から改善命令を発出するまでの経緯において、直接の担当部署である中北林務環境事務所とこれを統括する環境整備課をはじめとする環境・エネルギー部本庁の判断及び対応に違法又は不当な点がなかったのか検討することとした。

また、違法又は不当な点があった場合には、それがいつの時点のどのような対応だったのかを明らかにし、本来とられるべき対応はどのようなものであったのかを明らかにすることとした。

さらには、当該違法又は不当な点が発生した要因を分析し、今後、同様の事案を生じさせないためには、どのような措置が必要であるかを提言することとした。

調査委員会は、次の日程及び内容で開催された。

表1 調査委員会開催状況

日程	内容
第1回 令和5年11月27日	○本件事案に関する概況説明及び質疑応答 ・関係法令及び県のマニュアルの概要 ・本件事案に係る産業廃棄物の保管状況及び指導経過 ・中北林務環境事務所の対応詳細及び事務処理体制
令和5年12月14日	○対象事業者への聴き取り
第2回 令和5年12月21日	○関係職員への聴き取り ○問題点の洗い出し
第3回 令和6年1月23日	○本件事案の原因分析と県の対応についての評価 ○再発防止に向けた意見交換、提言
第4回 令和6年2月22日 (書面開催)	○報告書案の内容検討、とりまとめ

第2章 関係法令等

(1) 法律・政令・省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）により、産業廃棄物に関する「産業廃棄物処理基準」、違反行為に対する改善命令及び措置命令並びに違反行為に係る罰則が規定されており、廃棄物処理法の施行に係る詳細は、政令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号））及び省令（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号））で規定されている。

本件事案は、建設工事で発生する産業廃棄物を、その発生場所以外において保管している事案であり、「産業廃棄物処理基準」が適用される。

「産業廃棄物処理基準」の内容は、囲いの設置、掲示板の設置等のほか、保管量に関する基準として、「1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること」（政令第6条1項1号ホ）とされている。この保管量の基準は、保管量が管理能力（処理能力）を遙かに上回る場合には、適正な管理ができなくなるおそれが生じることから定められている。

改善命令は、「産業廃棄物処理基準...が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合に、「命ずることができる」とされている（廃棄物処理法第19条の3）。措置命令は、「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき」に、「命ずることができる」とされている（廃棄物処理法第19条の5）。

なお、建設廃棄物を発生場所以外に自ら保管しようとするとき、保管面積が300㎡以上である場所で保管する場合には、あらかじめ届け出なければならない。

(2) 事務処理に関する指針等

国は、廃棄物処理行政について、「行政処分の指針について」（令和3年4月14日付環循規発第2104141号。以下「国指針」という。）を作成し、都道府県等に対し技術的助言を行っている。国指針では、「産業廃棄物処理基準...が適用される者により、これに適合しない処理が行われた場合には、...速やかに改善命令を行い、生活環境の保全上の支障の発生を未然に防止されたい」とされている。

なお、平成12年の通知（平成12年9月28日衛環第78号）では、「保管数量を超えて産業廃棄物の保管が行われている場合にあっては、保管数量の制限以外の保管基準を遵守し、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないように保管が行われているときは、適正な処理の実施を確保するとの目的と照らして改善命令の対象となるものではない」とし、保管量基準違反のみの場合には行政指導を容認していた。しかし、国指針においては、上記のとおり、保管量基準違反のみの場合を例外とする考え方は採用されていない。

山梨県（以下「県」という。）においても、「廃棄物不適正処理対策事務対応マニュアル」（平成27年11月策定。以下「県マニュアル」という。）を作成し、行政指導の実施方法や行政処分（改善命令及び措置命令）を行う際の基本的な考え方を示している。

県マニュアルにおいても、保管量基準違反のみの場合を例外とする旨の記載はない。

第3章 本件事案の概要及び経緯

(1) 事案の概要

◇ 事案の場所 山梨県北杜市武川町地内

- * 建設廃棄物の事業場外保管場所として、廃棄物処理法第12条第3項の規定により届出がされた場所

【届出内容】

保管する産業廃棄物の種類：木くず

保管する面積： 320 m²

保管の上限： 210 m³

◇ 違反の状況 産業廃棄物処理基準違反（廃棄物処理法第12条第1項→政令第6条第1項第1号ホ）

- * 産業廃棄物の保管を行う場合には、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

< 保管可能量※に対し、これを大幅に超過する量を保管していたというもの >

※ 保管可能量は、処理（搬出）実績により算出される

令和元年11月21日の指導時：210 m³（届出時に記載した量）

令和5年9月6日の報告書受領時：22 m³（命令の根拠）

◇ 対象事業者（以下「事業者」という。） 建物の解体の請負等を事業目的とする株式会社

◇ 事業者の許可関係

- * 建設業（令和元年9月30日） 土木・とび・解体等

- * 産業廃棄物収集運搬業 → 令和2年5月21日許可取消し（取消理由：令和元年に一般廃棄物の不法投棄（自社敷地内への埋設）が判明）

(2) 保管数量の推移

① 初めて保管量上限超過に至るまで

- ・ 令和元年9月10日 事業者から事業場外保管に関する相談。
- ・ 令和元年9月11日 北杜市から建設廃材搬入の情報提供があり現地調査をするが、搬入は確認されず。
- ・ 令和元年9月18日 本庁環境整備課に苦情申立あり。現場確認し、建設廃材の保管を確認。廃棄物処理法の届出要件（300m²）以下であることを確認。

* 定期監視を開始

② 保管量上限超過（1回目）

- ・ 令和元年11月21日 定期監視を実施したところ、廃棄物処理法の届出要件に該当し、かつ、許容量を超過する保管（保管数量 2,904m³）を確認。
- ・ 令和2年3月27日 定期監視を実施したところ、（目視により）保管上限未滿を確認。

* 定期監視を継続

③ 保管量上限超過（2回目）

- ・ 令和2年10月29日 定期監視を実施したところ、保管上限超過（保管数量は不明）を確認。
- ・ 令和3年3月 （目視により）保管上限未滿を確認。

* 定期監視を継続

④ 保管量上限超過（3回目）

- ・ 令和3年10月27日 定期監視を実施したところ、保管上限超過（保管数量は 2,200m³（同年11月測定の数値））を確認。
- ・ 令和4年1月16日 依然、保管上限超過状態が継続。

* 監視頻度は低下し、結果も情報共有されない状態が継続。

* 令和5年5月以降、定期監視を再開。

- ・ 令和5年7月12日 保管数量 2,800m³
- ・ 令和5年9月19日 保管数量 4,235m³
- ・ 令和5年11月9日 保管数量 3,980m³
- ・ 令和5年11月20日 保管数量 3,860m³
- ・ 令和5年12月22日 保管数量 3,080m³

※ 詳細は、資料1「保管量の推移」を参照

(3) 苦情等への対応

① 令和元年9月11日

- ・ 内容
北杜市から「住民から建築廃材の保管に関する情報提供があり、真偽を確認したい」との問い合わせがあった。
- ・ 対応
直ちに現地調査を実施。
場内整理を行って発生した木くずを確認したが、建築廃材は確認されず。
- ・ 結果
北杜市と情報共有したうえで、同市が監視を行うこととなった。

② 令和元年9月18日

- ・ 内容
本庁環境整備課に対し、建築廃材の不法投棄に関する苦情の申立があった。
本庁環境整備課から中北林務環境事務所に情報提供。
- ・ 対応
情報提供を受け、直ちに現地確認を実施したが、不法投棄は確認されず。
前回確認された木くずの他、建設廃棄物の木くずの搬入を確認。
翌9月19日、事業者立会のもと現地確認を実施。
- ・ 結果
300m²を超える場合には届出が必要なこと、勾配を守ること、掲示を行うことなどを口頭指導。

③ 令和元年12月26日

- ・ 内容
地元住民が来所し、問い合わせと申し入れがあった。
- ・ 対応
法令遵守に関する指導と要望事項の伝達を行う旨回答。
令和2年1月6日に現地で事業者に対面指導を行うこととした。
- ・ 結果
保管量上限超過は、令和2年3月までに解消。

④ 令和2年12月18日

- ・ 内容
北杜警察署から「住民から苦情があり、指導状況等を確認したい」との問い合わせがあった。
- ・ 対応
継続指導中である旨を伝達するとともに、令和2年12月21日に現地確認を行うこととした。
現地確認後、保管量が減らないこと、掲示を行うことについて口頭指導。

- ・ 結果
保管量上限超過は、令和 3 年 3 月までに解消。
- ⑤ 令和 5 年 2 月 2 1 日
- ・ 内容
次のとおり、電話による苦情申立があった。
 - * ここ数年、何度か申し立てをしているが、一向に改善しない。
 - * 指導しても改善されないのだから告発すべきではないか。
 - * 告発しないのは、行政の落ち度ではないか。
 - ・ 対応
「事実を確認の上、廃棄物処理法に則って必要な措置をとる」旨を回答。
事業者には電話で状況を確認したところ「量は少ないはず」との回答を得た。
令和 5 年 2 月 2 4 日に現場を確認し、令和 4 年 1 0 月時点からは減少し、同年 5 月と同程度の保管量であることを確認した。
 - ・ 結果
苦情に関する情報は組織的に共有されず、以後、何らの措置も講じられてなかった。
- ⑥ 令和 5 年 6 月 2 9 日
- ・ 内容
次のとおり、電話による苦情申立があった。
 - * 何年も前から申し立てしており、「指導している」と答えているが、一向に改善しない。
 - * 産業廃棄物の無許可営業（工事の下請けとして、廃棄物処理）をしているのではないか。
 - * 会社は負債を抱えており、潰れた場合、誰が廃棄物を片付けるのか。
 - ・ 対応
中北建設事務所を通じ、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）の届出を確認し、元請けであることを把握。
（過剰保管に関しては）事業者に対して、強く指導することとする。
7 月 6 日、事業者を呼び出して指導を実施。
 - ・ 結果
状況は改善されず。
- ⑦ 令和 5 年 6 月 3 0 日
- ・ 内容
本庁環境整備課に対し、不適正保管に関する苦情申し立てがあった（詳細不明）。
本庁環境整備課から中北林務環境事務所に状況を照会。

- ・ 対応
中北林務環境事務所では、指導状況を口頭伝達。
- ・ 結果
中北林務環境事務所では、本照会への回答によって情報共有が図られたと認識したが、本庁環境整備課では記録が作成されず、情報共有は図られなかった。

⑧ 令和5年7月27日

- ・ 内容
次のとおり、苦情申立があった。
 - * 廃棄物は増えており、行政指導の範疇を超えているのではないか。
 - * このような状況を県が黙認してよいのか。
 - * 本社敷地（南アルプス市）にも廃棄物が積まれている。会社が潰れると廃棄物が残ってしまうが、誰が片付けるのか。
- ・ 対応
廃棄物処理法第18条の報告聴取に向けて検討することとした。
本社敷地の廃棄物を確認する。
廃棄物の適正処理を継続指導する。
8月23日、廃棄物処理法第18条に基づく報告聴取文書及び指導票を交付。
- ・ 結果
保管量上限超過は改善されず、さらに拡大。

(4) 行政指導の経緯

□ 保管量上限超過（1回目）に対するもの

① 令和元年11月21日 口頭指導

- ・ 指導した経緯

立入検査により、保管量が増加しており、目視で保管面積が 300 m²を超過していることを確認したことから、指導を実施。

- ・ 指導事項

処理実績（マニフェスト）から保管上限量を 210m³と設定、これを上回らないようにすること。
事業場外保管届を提出すること。

- ・ 結果

多少減少（2,904m³ [11月21日] →1,800m³ [1月7日]）した。
事業場外保管届は、令和2年1月15日に提出された。

② 令和2年1月7日 口頭指導及び指導票交付

- ・ 指導した経緯

令和元年12月26日の苦情申立を受け、事業者社長を現場に立ち合わせ、指導を実施。

- ・ 指導事項

保管上限量まで廃棄物を減少させるまでは、新たな持ち込みを行わないこと。
保管場所の掲示を行うこと。

- ・ 結果

令和2年3月27日の定期監視で、保管上限量以下まで減少を確認。
保管場所の掲示は行われず。

□ 保管量上限超過以外に対するもの

③ 令和2年8月26日 指導票交付

- ・ 指導した経緯

定期監視により、届出にない廃置の保管を確認し、経過観察していたが、改善の様子が見られないことから、指導を実施。

- ・ 指導事項

廃置の保管を行うのであれば、届出を行うこと。
保管する廃棄物が上限量に達しないよう注意すること。

- ・ 結果

令和3年3月24日の定期監視にて、廃置の撤去を確認。

□ 保管量上限超過（2回目）に対するもの

④ 令和2年11月16日 事務所に来所の際、口頭指導

- ・ 指導した経緯

定期監視により、10月29日、保管量超過を確認した。その後、保管量が増加していることから、指導を実施。

- ・ 指導事項（本件事案に関するもの）

- 木くずが保管量上限を超過しているので、改善すること。

- 廃置の保管を行うのであれば、届出を行うこと。届出までは搬入を停止するとともに、現在あるものは、一旦全量を撤去すること。

- ・ 結果

- 改善されず。

⑤ 令和2年12月21日 現場担当者に電話で口頭指導

- ・ 指導した経緯

- 12月18日に北杜警察署から照会があったこと、また、年内に改善することだったが変化がなく、むしろ保管量が増加していることから、指導を実施。

- ・ 指導事項

- 木くずが保管量上限を超過しているので、改善すること。

- 廃置を撤去すること。

- 保管場所の掲示を行うこと。

- ・ 結果

- 改善されず。

⑥ 令和3年1月8日/12日/13日 現場担当者に電話で口頭指導

- ・ 指導した経緯

- 年内に改善するはずだった過剰保管に変化がなく、むしろ保管量が増加していることから、指導を実施。

- ・ 指導事項

- 木くずが保管量上限を超過しているので、改善すること。

- 保管場所の掲示を行うこと。

- ・ 結果

- 保管量は、改善されず。

- 令和3年1月20日、掲示を確認。

⑦ 令和3年2月2日 事務所に呼び出しの上、指導票交付

- ・ 指導した経緯

- 定期監視により、令和2年10月29日に保管量超過を確認した後、同年11月16日以降、口頭指導を繰り返すも改善が見られないことから、指導票による指導を実施。

- ・ 指導事項
 - 木くずが保管量上限を超過しているので、改善すること。
 - 廃置の保管を行うのであれば、届出を行うこと。届出までは搬入を停止するとともに、現在あるものは、一旦全量を撤去すること。
 - 木くず・廃置の撤去スケジュールを2月17日までに報告すること。
- ・ 結果
 - 木くずは、3月中には大幅に減少（その後4月15日には「上限以下」との記録があり、3月19日から増加した結果であるにも関わらず保管量上限以下となっていることから、3月中には保管量上限を下回ったと認定できる。）
 - 廃置は、3月24日の定期監視において、撤去済みを確認。
 - 撤去計画書は、2月17日に提出された。

□ 保管量上限超過（3回目）に対するもの

⑧ 令和3年11月25日 口頭指導（別件で指導票交付）

- ・ 指導した経緯
 - 定期監視により、令和3年10月27日、保管量超過の可能性があることを確認したため、同年11月25日に、現場責任者の立ち会いのもと保管量を概算したところ、約2,200m³となるも、継続搬出中であるため口頭指導を実施。
 - このほか、廃瓦が敷き均されていることを確認したことから、指導票を交付。
- ・ 指導事項
 - 木くずが保管量上限を超過しているので、継続して搬出すること。
 - 廃瓦を適正処理すること。
- ・ 結果
 - 保管量は、改善されず。
 - 瓦の敷き均しは、令和4年5月19日に撤去（場内に保管）を確認。

⑨ 令和4年6月16日 電話による口頭指導（記録は共有されず）

- ・ 指導した経緯
 - 定期監視により、令和4年6月16日、保管量超過の改善と廃瓦の処分が行われていないことを確認したことから、電話による口頭指導を実施。
- ・ 指導事項
 - 木くずが保管量上限を超過しているので、改善すること。
 - 廃瓦を適正処理し、マニフェストを提出すること。
- ・ 結果
 - 保管量は、改善されず。
 - 廃瓦の撤去処理は行われず、保管された状態が続いた。

⑩ 令和5年2月21日 電話による状況確認（記録は共有されず）

・ 指導した経緯

令和5年2月21日、苦情を受け付けたことから、事業者社長に電話による状況確認を実施。

・ 対応内容

状況確認の問い合わせに対し「最近は少ないはず」との回答を得たため、「今後も適正な保管量とすること」と指導。

・ 結果

保管量は、改善されず。

⑪ 令和5年5月9日 電話による口頭指導、指導票交付

・ 指導した経緯

定期監視により、令和5年5月9日、木くずについて保管量上限を大きく超過し、保管物の高さが50%勾配を超えていること、届出にない金属くずと廃プラが保管されていること、新たに廃瓦が敷き均されていることを確認したため、同日に、事業者社長に電話による口頭指導を実施し、併せて、事務員に対し指導票を交付。

・ 指導事項

木くずについて速やかに適正処理を行い、保管量上限以下にすること。

廃瓦は、速やかに適正処分すること。

届出にない金属くずと廃プラについては、後日事情聴取する。

・ 結果

— (⑫に続く)

⑫ 令和5年5月11日 事業者事務所で事情聴取し、指導票交付

・ 指導した経緯

令和5年5月9日の指導の際、後日聴取を実施することとした事項について聴取を実施。その際、産業廃棄物の無許可での収集運搬を行っていたことを確認。

・ 指導事項

許可なく産業廃棄物収集運搬業を行わないこと。

木くず、廃プラスチック類・金属くず、瓦くずについて、適正処分についての計画書を5月26日までに提出すること。

・ 結果

計画書は、5月26日に提出されたが、瓦くずの処理については拒否したため、改めて適正処理を指示。

木くずの保管量は、改善されず。

- ⑬ 令和5年7月6日 事業者を呼び出しの上、事情聴取
- ・ 指導した経緯
令和5年6月29日苦情を受理したことから、事業者社長を呼び出し、事情聴取を実施。
 - ・ 指導事項
改善計画書提出後も改善が進んでいないから、搬出に県が立ち会うこと。
瓦の敷き均しは、廃棄物処理法違反であるので、改善すること。
 - ・ 結果
搬出時の県の立ち会いは、事業者の都合で9月まで実施されず。
瓦の敷き均しは改善されず。
- ⑭ 令和5年8月23日 18条報告聴取文書及び指導票交付
- ・ 指導した経緯
令和5年7月27日苦情を受理し、その後監視を継続するも改善が進まないため、廃棄物処理法第18条報告聴取文書及び指導票交付を実施。
 - ・ 指導事項
木くずの保管量が産業廃棄物処理基準に適合するよう処理すること。そのための計画書を提出すること。
廃プラスチック類、金属くず及び廃瓦は、全量適正処理すること。
 - ・ 結果
18条報告は、9月6日提出されたが再提出を指示（9月19日に受領）。
保管状態は改善されず。廃プラスチック類等の撤去は、木くずの改善後に行うこととなった。
- ⑮ 令和5年9月6日 来庁時に口頭指導
- ・ 指導した経緯
令和5年9月6日に事業者が18条報告書を提出のため来庁した際、直前に木くずを大量搬入したことを報告したため、口頭指導を実施。
 - ・ 指導事項
改善指導中の大量増加は悪質。早急に保管量を減らさなければ、より厳しい指導、行政処分が行われることを念頭に入れ、直ちに対応を始めること。
報告書を修正し、再提出すること。
 - ・ 結果
保管状態は、改善されず。
報告書は、9月7日再提出。さらに、9月19日、追加提出された。

⑯ 令和5年9月8日 指導票交付

・ 指導した経緯

令和5年9月8日午前の立入検査で、木くずの大量搬入を確認したことから、同日午後、事業者社長を事務所に呼び出し、指導票を交付した。

・ 指導事項

報告書記載の処分計画に基づき、確実に処分を行うこと。

一週間の搬入量及び搬出量を翌週中に報告すること。

搬入を止める必要がある。（口頭で指導）

・ 結果

保管状態は、改善されず。搬入も継続され、報告も行われなかった。

⑰ 令和5年9月19日 口頭指導

・ 指導した経緯

令和5年9月19日、事前に日程調整した現場確認・搬出立会の際、口頭指導を実施。

・ 指導事項

早急に木くずを搬出して処分すること。

計画通り搬出するため、社外の車両を手配して搬出頻度を増やすこと。

木くず以外を持ち込まないよう、解体現場で分別すること。

搬出量の報告をすること。

掲示を修繕すること。

・ 結果

搬出を継続するも、保管量は大きく改善されず。

搬出量の報告は10月から行われるようになった。

掲示は修繕された（9月22日に確認）。

⑱ 令和5年9月22日 電話による口頭指導

・ 指導した経緯

令和5年9月22日、定期監視のため現場を訪れた際、現場から事業者社長に架電し、口頭指導を実施。

・ 指導事項

速やかに撤去すること。

・ 結果

搬出を継続するも、保管量は大きく改善されてはいない。

⑱ 令和5年9月26日 事業者社員に対する口頭指導

・ 指導した経緯

令和5年9月26日、匿名の通報があったことから、現場確認を実施したところ、新たな搬入を確認したことから、搬入車両を運転していた者に対し、口頭指導を実施。

・ 指導事項

現場に搬入しないよう社長に要請しているところであり、今後搬入は控えること。

・ 結果

—（10月19日、再度の搬入をしようとしているところを確認し、中止を指示）

⑳ 令和5年9月29日 勧告文及び指導票交付

・ 指導した経緯

18条報告から処理基準違反を確定させたため、行政指導としては最も重い文書勧告を実施。

・ 勧告事項

1週間毎に150m³ずつ搬出すること。

廃棄物は、廃棄物処理法を遵守し、適正に処理すること。

処理基準に適合するまでは、一切搬入しないこと。

週の処理実績を5日以内に報告すること。

・ 指導事項

計画量を下回った理由を報告すること。

下回った分は、翌週以降の搬出量を増やし、計画通り処分すること。

搬入停止を指導しているので、社員に徹底すること。

廃棄物を運搬する際、飛散流出させないこと。

運搬車両に表示を行うこと。

・ 結果

処理実績の報告は、不定期ではあるが行われるようになった。

10月19日、勧告事項に違反する新規搬入（未遂）があった。

荷台をシートで覆うようになった。

㉑ 令和5年10月27日 指導票交付

・ 指導した経緯

令和5年10月19日、現場における撤去立会の際、新たな廃棄物を持ち込もうとしたことを確認したことから、事務所において事業者社長に指導票を交付。

・ 指導事項

搬入中止を指示していたにもかかわらず搬入が行われたことについて、経緯等を報告すること。

運搬車両には表示を行うこと。

週の処理実績を5日以内に報告すること。

南アルプス市の事務所敷地に保管している廃棄物について報告すること。

- ・ 結果

現場への搬入は停止され、増加することはなくなった。

車両の表示は改善され、処理実績の報告は、命令以降速やかに行われるようになった。

② 令和5年11月20日 改善命令書交付

- ・ 指導した経緯

改善勧告以後、順次搬出されていたところ、令和5年11月12日から18日までの間、搬出作業が中断したことから、改善命令を発出することとした。

- ・ 命令内容

令和6年4月30日までに保管量を基準量以下とすること。

表2 行政指導等のまとめ

	R1	R2	R3	R4	R5
口頭指導	1	3	1	2	5
指導票	1	2	0	0	6
勧告	0	0	0	0	1
改善命令	0	0	0	0	1
合計	2	5	1	2	13
現地確認	15	47	8	5	31

注 令和5年度は、改善命令発出まで。

(5) 事業者の主張

- ・ 聴き取り実施の状況

令和5年12月14日、調査委員会委員による事業者への聴き取りを実施した。

聴き取りには、事業者社長が出席した。

- ・ 概要

県からは何回も指導を受けた。今年に入ってからは「保管量が減るまで搬入するな」など、強い指導を受け、了解していたものの、会社を回していく必要があって、それに従わなかった。

指導が強くなったのは令和5年の5月頃。これ以上増やすと、法令面で強い指示を行うことになる、という言い方をされた。

以前は今ほど保管量が多くなかったからなのか、県の指導もそれほど強くなかった。令和3年頃から保管量がオーバーしていることは認識していた。

県の指導に不満はない。自分が悪いので仕方がないこと。ただし、指導が緩やかだった時があり、こちら甘えてしまった。早期に命令が出されれば、早く従ったと思う。

改善命令の期限は令和6年4月末だが、早めに搬出したいと思う。

第4章 本件事案の原因分析及び県の対応評価

(1) 組織体制

県における産業廃棄物関係事務は、令和5年度現在、本庁では環境・エネルギー部の環境整備課（廃棄物不法投棄対策担当）（以下「本庁環境整備課」という。）が、本件事案の対象地域では中北林務環境事務所の環境・エネルギー課（環境管理担当）がそれぞれ所管している。

事業者や現場への直接対応は中北林務環境事務所が当たり、本庁環境整備課は、県マニュアルを作成するとともに、広域事案や行政処分対象事案等について地域毎の林務環境事務所からの事前協議に応じることとされている。

県では、令和元年度以降、次のとおり組織体制の変更があった。

表3 組織編成の遷移

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
本庁	森林環境部		環境・エネルギー部		
	環境整備課（廃棄物不法投棄対策担当）				
出先	環境課 ^{注1}		環境・エネルギー課 ^{注2}		

注1 令和3年10月に山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（令和3年山梨県条例第27号）が施行され、環境課の所管事務とされた。

2 中北林務環境事務所・環境課の所管業務は、廃棄物・大気・水質・温泉・浄化槽・土壌汚染の監視指導であったが、令和4年度から自然保護、狩猟、野生鳥獣保護及び自然公園に関する業務が移管された。

令和元年度から令和5年度までにおいて、中北林務環境事務所及び本庁環境整備課において産業廃棄物関連事務に従事した職員は、次のとおりである。

なお、中北林務環境事務所においては、一時期、リーダー職が配置されない時期があったほか、退職や休職により職員体制が本来想定している水準を満たさず、近年新規に担当することとなった事務が加わったことにより、現場での負担感が増している。

表4 中北林務環境事務所の体制

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
所長	A	B	C	D	E
次長	A		B	C	D
推進幹 ^{注1}	A	B	C	D	
課長	A	B	C		D
リーダー	副主査（技）A		— ^{注2}	副主査（技）B ^{注3}	
担当1	主任（技）A			主任（技）B ^{注4}	
担当2	主任（事）	主事			専門員

注1 「推進幹」は、令和3年度までは環境保全幹。令和4年度から環境・エネルギー推進幹

2 リーダー職は、令和3年度は配属無し。

3 「副主査（技）B」は、令和4～5年度、廃棄物関連業務に関与していない。

4 「主任（技）B」は、令和5年度は副主査（技）

表5 本庁環境整備課の体制

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5 ^{注2}
課長	A		B	C	D
総括課長補佐	A		B		C
指導監	A	B		—注1	C
担当補佐	A	B		C	
担当	主任（技）	主任（事）		技師A	技師B

注1 指導監職は、令和4年度は配属無し。

注2 本件事案に関し本庁が関与したのは、令和5年度からであり、令和4年度までは関与がなかった。

(2) 職務権限（決裁権限）

本件事案に係る改善命令の決裁権限は、山梨県事務決裁規則（昭和43年山梨県規則第13号）第5条第3項の規定に基づき、中北林務環境事務所長の専決とされている。

また、廃棄物処理法第18条による報告徴収に関する決裁は、2以上の林務環境事務所にわたるものは本庁環境整備課長の、それ以外は所長の決裁を受けるものとしている。

※ 改善命令のうち、県外の事業者に係るものは部長の、県内の事業者に係るものは所長の専決事項となっている。事案の重大性で区分されているわけではない。

山梨県事務決裁規則における決裁権限は上記のとおりであるが、県行政に係る一切の権限は知事にあり、これを組織で分担して所掌している。

そして、山梨県事務決裁規則第3条第1項は、「事案が重要又は異例と認められるとき」、「事案について疑義若しくは紛議がある又は紛議を生ずるおそれがあるとき」又は「特に上司が事案を了知しておく必要があると認めたとき」には、事前に上司の指示を受け、又は上司の決裁を受けて処理しなければならない旨規定している。

また、県マニュアルは、改善命令対象事案について、本庁環境整備課が、各林務環境事務所と事前協議を行うこととしている。

したがって、本件事案が山梨県事務決裁規則第3条第1項に該当するならば、中北林務環境事務所長は、上司である本庁環境・エネルギー部長の指示を受けなければならない。また、本件事案が改善命令対象事案ならば、中北林務環境事務所は、本庁環境整備課と事前協議を行わなければならない。

しかし、中北林務環境事務所では、本件事案を「重要」（同規則同条項）であるとも改善命令を要する事案であるとも認識していなかったことから、令和5年8月に至るまで、本庁環境整備課に対して、詳細な情報提供も協議の申し入れも行っていなかった。

また、本庁環境整備課では、各林務環境事務所に対し、毎年度2回（9月末現在及び2月末現在）、要監視地点のデータの報告を求めているが、本件事案については、中北林務環境事務所から報告されていなかった。

そして、実際の現場における日常的判断については、決裁権限は林務環境事務所長にあるものの、管

理職である環境・エネルギー推進幹をトップに、環境・エネルギー課課長との協議により行われていた。

このため、監視記録その他の書類の供覧は、通常の監視記録など軽微な事案については推進幹までにとどめられており、所長及び次長へは行われていない。さらに本件事案では、全く供覧されていない書類や、事後にまとめて処理されるものもあった。

(3) 県の対応と、その評価

産業廃棄物処理基準は上記のとおりであるが、基準違反の行為のすべてに対し、行政機関が、直ちに改善命令を発出しなければならないとすると、かえって事務効率の低下が懸念される。

基準違反となる行為・状態が生活環境に与える影響や、違反の頻度や程度その他の要素を勘案して、行政処分によらず行政指導により違反の改善を求めることも、一律に否定されるものではない。

肝要なのは、どの場合に行政処分を行うべきなのか、適切に判断することである。また、そのために判断基準を明確化するとともに、事案に迅速かつ適切に対応できる組織及び連携体制を構築することである。

ア 生活環境保全上の支障又はそのおそれの有無

まず、本件事案について、「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき」（廃棄物処理法第19条の5）に該当するか明らかにする。

「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、「人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずること」とされている。

そして、廃棄物処理法の産業廃棄物処理基準では、囲いの設置等のほか、保管の場所から廃棄物が「飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように」所定の措置を講ずることとされている（廃棄物処理法施行令第3条第1項第1号）。

本件事案では、保管量の超過はあったものの、囲いの設置等の点で産業廃棄物処理基準は遵守されている。そして、廃棄物の飛散流出、地下への浸透、悪臭の発散の事実は確認されていない。また、住宅地から離れていることもあり、当該地での作業による騒音や振動に関する苦情も発生していない。その他、「人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態」は生じていない。

以上から、「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき」には該当しない。

イ 保管量上限超過への対応

本件事案において保管量上限を超過した状態は、改善命令を発出したものを含め、3回発生している。

1回目は、令和元年11月21日に基準違反を覚知した。保管量は約2,900 m³であり、保管上限210 m³の約14倍であったことから直ちに事業者への指導を行った。

その後も口頭指導に加え、指導票による文書指導を行った結果、令和2年3月27日には、目視により、保管量上限を下回っていることを確認した。

2回目は、令和2年10月29日に定期監視により基準違反を覚知した。（この際の保管量は、記録には記載されていない。）

令和2年11月16日から口頭指導を開始したが、改善がみられないため、令和3年2月2日に指導票を交付した。

以後、監視を継続する中で木くずは減少し、令和3年3月末までには保管量上限を下回った。

以上2回は、基準違反を覚知してから4～5月の期間を要したものの、行政指導が奏功して保管量上限を下回り、産業廃棄物処理基準に完全に適合するに至っている。

これに対し、令和3年10月27日に覚知された3回目は、同年11月に実施した簡易測量で保管量が上限値の約10倍の2,200m³であることを把握後、違反解消に向けた具体的な指導を行わず、長期にわたり違反状態が継続することとなった。

その間、定期的な監視を行うだけで、1年余り対面指導を行うことはなく、監視記録の共有も図られなかった。

また、令和5年2月に苦情の申し立てがあった際も上司に報告はされず、特別の対応がとられることはなかった。

令和5年5月、保管量が増大していることを覚知後は、情報の共有が図られ、撤去計画書の提出を求めるなどの指導に着手したものの、改善には至らなかった。

ウ 評価

第1章(1) 検証の目的で記載した調査委員会の調査・検討事項について、委員会としてのまとめを行う。

① 本件事案に対する県の対応に違法又は不当な点があったか。

まず、違法な点はあったか。

上記のとおり、本件事案は「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき」(廃棄物処理法第19条の5)に該当せず、措置命令の対象事案ではない。他方、「産業廃棄物処理基準...に適合しない」(廃棄物処理法第19条の3)ことは明らかであり、改善命令を発出することが「できる」(同条)事案である。問題は、改善命令の発出義務があったにもかかわらず発出しなかったという意味での違法性があったかどうかである。生活環境保全上の支障を生ずるおそれがないにもかかわらず改善命令を発出すべき場合があるのか、という微妙な問題となる。

この点、改善命令の不発出に違法性が認められるのは、生活環境保全上の支障が生じる具体的危険性はないものの、抽象的な危険性があり、その生じうる生活環境保全上の支障の程度や、抽象的危険性の大きさ故に、支障発生を未然に防ぐ必要性が大きいにもかかわらず、合理的理由なしに改善命令を発しない場合であるといえる。

本件事案では、上記のとおり、生活環境保全上の支障を生ずるおそれ、すなわち具体的危険性はない。

また、洪水による流出や出火などの抽象的な危険性を措定することは一応可能だが、その可能性は低く、支障発生を未然に防ぐ必要性は小さいものと認められる。

さらに、本件の事業者が過去に県の行政指導に応じて保管量上限を下回るに至った機会が2回あり、県が行政指導を継続したことの合理性が全くなかったとはいえない。

したがって、本件事案の改善命令の不発出が違法だったとはいえない。

次に、不当な点はあったか。

この点、上記の2回目の超過状態まで（令和3年3月末まで）は、行政指導が奏功して保管量上限を下回り、産業廃棄物処理基準に完全に適合するに至っているのだから、不当な点はない。

しかし、3回目である令和3年10月27日以降は、上記の不十分な指導に起因して、保管量上限の大幅な超過状態が2年以上の長期にわたり継続することとなった。本来は、より早期に、より強力な行政指導を行う必要があった。また本件事案では、令和5年11月20日まで改善命令は発出されなかった。しかし、国指針は、産業廃棄物処理基準に適合しない場合は速やかに改善命令を行うことを求めているし、本件事案は不適合どころか、その程度が著しく、違反の期間も長期にわたっている。本来は、より早期に改善命令を発出する必要があった。

したがって、この期間の県の対応は、不当だったと言わざるを得ない。

② 当該不当な点が発生した要因は何か。

(ア) 県において適切な情報共有が行われず連携不足があったこと。

本件事案が改善命令を要する事案であった以上、上記（2）のとおり、決裁権者は中北林務環境事務所長であるとともに、上司である本庁環境・エネルギー部長の指示や、本庁環境整備課との事前協議が必要である。しかし、中北林務環境事務所長、本庁環境・エネルギー部長及び本庁環境整備課との情報共有が行われず、組織的な対応がなされなかった結果、事案の大規模化・長期化を生じさせた。情報共有が行われなかった原因は、中北林務環境事務所及び担当者が、本件事案を「重要」であるとも改善命令対象事案であるとも認識していなかった点にある。また、その不認識の一因は、県マニュアルの記載内容の不十分さ（下記（イ））にあると考えられる。

また、定期監視後の報告や苦情の発生・内容が組織内で共有されないなど、県マニュアルどおりの事務処理が行われない場合があった。

(イ) 県マニュアルの記載内容が不十分であること。

県マニュアルは、「行為者が改善の意思を示しており、行政指導により早期に原状回復できる見込みがある場合は、行政指導を実施」、「ただし、次のような事案については、行政処分に向けた対応を実施」、「②法違反等の状態が拡大するおそれがある場合」としており、既に大規模な違反状態が継続していても拡大していなければ改善命令の対象とならないかのように解釈しうものとなっている。

また、「『生活環境保全上支障が生じるおそれなし』の場合には、行政処分の必要性なし。」としているが、行政処分には改善命令も含まれる以上、廃棄物処理法第19条の3（上記第2章（1））及び国指針（上記第2章（2））との整合性が不十分である。

さらに、「相手が行政指導に従わず、事案の長期化、大規模化が懸念される場合は、環境整備課と今後の対応について協議」としているが、これは以下の点で不十分である。

- ・ 事業者が行政指導に従っている面がありさえすれば、本庁環境整備課との協議は不要であるかのように解釈しうる点
- ・ 事案の長期化・大規模化が懸念される場合以外にも、環境整備課との協議を要する場合があるのに、これを省略している点（例えば、改善命令を発出すべき場合は、事案が長期化・大規模化している場合に限らない（上記①、国指針））

以上のような不十分な記載内容であることが、行政対応が的確に行われない一因となっていると

もに、本件事案で情報共有が行われなかった一因となっている（上記ア）と考えられる。

（ウ）組織管理・職員体制が十分でなかったこと。

中北林務環境事務所においては、令和3年度に事業者指導のマネジメントを担うリーダー職が空席となり、また同年度施行の新条例による新たな事務（上記（1））が生じた。会計年度任用職員の増員は行われたものの、限られた人員で処理しなければならない状況が生じ、令和3年6月以降、定期監視の頻度が低下した。

また、所属内で退職や休職する職員が発生したことで、本件事案に対する体制が脆弱化したことも影響し、保管量基準違反が長期に継続し、及び違反状態が大規模化することを是正できなかった。

第5章 課題と再発防止に向けた提言

(1) 情報共有と連携の強化

指導案件をデータベース化し、関係者が随時参照できるようにすることなどにより、情報共有の仕組みを確立することを検討すべきである。

特に、重要案件については、本庁環境・エネルギー部長の指示や本庁環境整備課との事前協議が必要であり（上記第4章（2））、本庁環境整備課と情報共有し、同時に上司にも情報を上げ、組織として対応する必要がある。重要度の判断が担当者限りでなされないよう、決裁権者を含め、組織として処理する必要がある。その判断の材料となる、苦情の質的な見極めに当たっては、専門的な知見のある者の助言を得ることも一つの方法である。

また、特に重大な事案に対してはタスクフォースを直ちに立ち上げ、集中的に対応する必要がある。

さらに、現場担当者が対処しやすいよう、本庁のほか市町村・警察とも連携できる場を設けることを提案する。

(2) 県マニュアルの改善

上記第4章（3）ウ③（イ）のとおり、県マニュアルの記載は全般に不十分であることから、改善を要する。

具体的には、以下のアからウのいずれかに該当する場合は改善命令の発出を検討すべき旨定め、遅滞なく行政命令を発出するスキームを確立するとともに、命令を発出したときは、その内容を公表することを提案する。

ア 相手方が行政指導に従わない場合

イ 事案の長期化・大規模化が懸念される場合

ウ 生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある場合及び当該おそれを明確に判断できない場合

また、改善命令対象事案ならば、本庁環境整備課と事前協議を行わなければならないのであるから、上記アからウのいずれかに該当する場合は、本庁環境整備課と情報共有し、同時に上司にも情報を上げ、組織として対応する旨定めるべきである。

さらに、県マニュアル全体の内容を、初任者でも理解しやすいものとし、適時に教育・研修を実施し、理解を徹底する必要がある。

(3) 組織管理、組織体制の充実

林務環境事務所は、適時に本庁環境整備課や上司、関係所属と情報を共有し、組織的対応ができる体制を構築する必要がある。

そのためには、業務量にふさわしい人員を確保する必要がある。

一方で、県行政は多くの行政需要に対応する必要がある、十分な人員配置ができない事情もあると推察されることから、担当者の能力向上とマネジメントの強化も併せて検討する必要がある。

加えて、困難な相手と対峙する職員のメンタルについても配慮する必要がある。

(4) 不適正事案を発生させないための根源対策の検討

廃棄物の不適正処理事案は、多くの場合、民間の経済活動により発生する。

実際に不適正処理が行われてから対処しようとしても経済的事情から解決まで長引くため、工事の発注段階において未然防止する手立てが大事である。

できれば、建設業界を巻き込むかたちでの取り組みについて検討していく必要がある。

< 想定される取り組み >

- ・ 工事発注者への再資源化等に係る完了報告の義務など、建設リサイクル法に基づく必要事項を記載した資料を、届出書の受領時に事業者へ交付し、特定建設資材の再資源化などの制度を啓発。
- ・ 県土整備部の建設事務所に提出された、建設リサイクル法に基づく届出について、林務環境事務所に提供するタイミング等を見直し、より有意義な情報として活用。
- ・ 建設業許可に係る新規申請や更新申請の機会を捉え、全建設業者に対し建設廃棄物の適正処理を周知。

※ 建設リサイクル法の概要は、資料 2 を参照

むすびに

本件事案が第三者委員会を設置し議論するほどの深刻な問題に発展した背景には、保管量超過の程度が大きいにもかかわらず、生活環境保全上の支障も支障が生ずるおそれも認められないことから、重大事案と認識していなかったことがある。

かかる行政側の認識と住民やマスコミの受け止め方との間に乖離があったため、苦情やマスコミ取材に対する行政側の切迫感が足りず、混乱が生じる結果となった。

住民などからの苦情や情報提供は、本当に困ってなされるものばかりではなく玉石混交であり、一律の対応を行うことは難しい面もあるが、誠実かつ丁寧に対応することが重要である。

そのうえで、行政処分を行うべきか否かを含む、対応の如何を判断するに当たっては、担当職員のみで行うのではなく、組織で情報を共有し、責任ある者が判断することが求められる。

そのためにも、県マニュアルを改訂し、組織的対応を促進すべきであるし、また、記載内容を新任者でも理解しやすいように明確化し、現場の職員が迷いなく業務を執行できるようにすべきである。併せて、業務量にふさわしい人員配置、マネジメントの強化など組織体制を充実することや関係職員に必要な教育を継続して実施することも必要である。

また、新たな行政需要への対応や職員の精神的負担の増加に伴う欠員などにより、全体的に職員が不足している状況も見受けられるので、職員の採用や業務の外部委託化などを積極的に進め、廃棄物行政のようにマンパワーが不可欠な分野に十分な要員の手当ができるよう、対策を講じていく必要がある。

今回の調査により、廃棄物行政に携わる職員の努力や苦労が大きなものであることが改めて確認されたが、であればこそ、本調査委員会での提言を真摯に受け止め必要な改善を図るとともに、県庁組織全体が一丸となって、今後こうした事案が再び発生することのないよう取り組んでいただくことを切に願うものである。

北杜市武川町地内における産業廃棄物不適正保管事案に係る調査委員会委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職	備 考
浅川 利雄	元甲府地方検察庁 首席捜査官	委員長
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院 教授	
輿石 靖	元山梨県警察本部 刑事部長	
長倉 智弘	長倉法律事務所 弁護士	
横山 丈太郎	山梨学院大学 教授	

北杜市武川町地内における産業廃棄物不適正保管事案に係る調査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 知事は、北杜市武川町地内における産業廃棄物不適正保管事案（以下「本件事案」という。）に係る対応の適正性を検証するため、附属機関として「北杜市武川町地内における産業廃棄物不適正保管事案に係る調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(担当事務)

第2条 調査委員会は、次の事項について調査及び検討を行い、知事に答申するものとする。

- (1) 本件事案に対する関係所属の対応に違法又は不当な点があったか。
- (2) 違法又は不当な点があった場合において、関係所属は、どのように対応するべきであったか。
- (3) 違法又は不当な点があった場合において、当該違法又は不当な点が発生した要因は何か。
- (4) 違法又は不当な事案の発生を抑制するために必要な措置は、どのようなものか。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査委員会が必要と認める事項

(調査委員会の組織)

第3条 調査委員会は、5人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、行政処分若しくは産業廃棄物管理に関し学識経験を有する者又は優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、令和6年3月31日又は担当事務が完遂する日のいずれか早い日までとする。

(山梨県附属機関の設置に関する条例等の適用)

第4条 調査委員会は、山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第3号）第5条及び第6条並びに山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）の規定に従って運営するものとする。

(庶務)

第5条 調査委員会の庶務は、総務部行政経営管理課において、これを処理するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年11月20日から施行する。

現地確認	監視記録No.	日付	内容	前回の比較	保管量	210	1,000	2,000	3,000	4,000
*	101	R1.9.10	来所・相談		0					
*	102	R1.9.11	苦情(地元)：建設廃材の保管⇒「廃材」は「場内整理の樹木くず」の誤認		0					
*	106	R1.9.13	解体木くずの持ち込み開始		少量					
*	103	R1.9.18	環境整備課に苦情(地区外)：不法投棄の疑い⇒事実は確認できず、廃材の保管を確認	→増加						
*	105	R1.9.19	現地確認	変化なし						
*	106	R1.9.25	面積簡易測量：153㎡<300㎡	→増加						
*	107	R1.10.1	現地確認：保管面積は、ほとんど増減なし							
*	108	R1.10.8	現地確認：保管面積は増加も、300㎡未満	→若干増加						
*	109	R1.11.21	保管量増加：面積896㎡	→増加	2,904				*	
*	110	R1.11.21	届出指導：保管上限を210㎡に設定							
*	111	R1.12.26	苦情(地元)：廃棄物の保管の違法性(保管の反対他)⇒R2.1.6現場で指導予定		1,800					
*	112	R2.1.7	現場で指導。指導票交付：保管面積1,080㎡							
*	113	R2.1.14	記録なし							
*	114	R2.1.20	現地調査：1/14より減少も「依然過剰保管状態」	若干減少						
*	115	R2.1.27	定期監視：保管上限超過	若干減少						
*	116	R2.2.3	定期監視	減少						
*	117	R2.2.7	定期監視	減少						
*	118	R2.2.10	定期監視	減少						
*	119	R2.3.2	定期監視：保管上限は下回っている	かなり減少	*					
*	120	R2.4.9	定期監視：保管上限は下回っている	減少	*					
*	121	R2.4.15	記録なし		*					
*	122	R2.4.21	定期監視：4/15に比べさらに減少	減少	*					
*	123	R2.4.30	定期監視：保管上限は、満たされている	→増加	*					
*	124	R2.5.13	定期監視：保管量が増大している状況ではない	変化なし	*					
*	125	R2.5.22	定期監視：保管上限には達していない	→増加	*					
*	126	R2.5.28	定期監視：保管上限には達していない	→増加	*					
*	127	R2.6.11	定期監視	大幅に減少	*					
*	128	R2.6.18	定期監視：保管上限には達していない	→増加	*					
*	129	R2.6.29	定期監視：上限未達だが、高さが高い。今後指導	→増加	*					
*	130	R2.7.2	定期監視：保管上限には達していない	減少	*					
*	131	R2.7.9	定期監視：保管上限には達していない	減少	*					
*	132	R2.7.16	定期監視：保管上限には達していない	減少	*					
*	133	R2.8.3	定期監視：保管上限には達していない	→増加	*					
*	134	R2.8.7	定期監視：保管上限には達していない	変化なし	*					
*	135	R2.8.20	定期監視：保管上限には達していない	→大幅に増加	*					
*	136	R2.8.26	指導票交付(木くずの保管量に関するものではない)		*					
*	137	R2.9.3	定期監視	変化なし	*					
*	138	R2.9.10	定期監視：量についての記載なし		*					
*	139	R2.9.17	定期監視	変化なし	*					
*	140	R2.9.24	定期監視：出入りがある中で量は横ばい	変化なし	*					
*	141	R2.10.1	定期監視：大きな変化なし	一部減少	*					
*	142	R2.10.9	定期監視：大きな変化なし	→一部増加	*					
*	143	R2.10.15	定期監視：大きな変化なし	→一部増加	*					
*	144	R2.10.23	定期監視：大きな変化なし	→一部増加	*					
*	145	R2.10.23	定期監視：保管上限超過	→一部増加	*					
*	146	R2.11.9	定期監視	→増加	*					
*	147	R2.11.12	定期監視	→増加	*					
*	148	R2.11.16	来所。口頭指導		*					
*	149	R2.11.19	定期監視	→若干増加	*					
*	150	R2.12.2	定期監視	→若干増加	*					
*	151	R2.12.9	定期監視	→若干増加	*					
*	152	R2.12.11	定期監視	→若干増加	*					
*	153	R2.12.17	定期監視	→若干増加	*					
*	154	R2.12.18	苦情(地元)：廃棄物苦情について警察から指導状況の照会あり		*					
*	155	R2.12.21	定期監視。電話による口頭指導	→若干増加	*					
*	156	R2.12.23	定期監視	変化なし	*					
*	157	R3.1.8	定期監視	→増加	*					
*	158	R3.1.12	電話対応		*					
*	159	R3.1.13	定期監視	若干減少	*					
*	160	R3.1.20	定期監視	変化なし	*					
*	161	R3.1.22	定期監視	減少	*					
*	162	R3.1.26	定期監視	変化なし	*					
*	163	R3.2.1	定期監視	一部減少	*					
*	164	R3.2.2	指導票交付		*					
*	165	R3.2.4	定期監視	若干減少	*					
*	166	R3.2.16	定期監視	大幅に減少	*					
*	167	R3.2.17	撤去計画書提出(残り1/3)		*					
*	168	R3.2.19	定期監視	減少	*					
*	169	R3.2.24	定期監視	変化なし	*					
*	170	R3.2.26	定期監視	減少	*					
*	171	R3.3.12	定期監視	→増加	*					
*	172	R3.3.19	定期監視	若干減少	*					
*	173	R3.3.24	定期監視	→増加	*					
*	174	R3.4.8	R3.4.24の情報共有		*					
*	175	R3.4.15	定期監視：保管上限には達していない	→微増	*					
*	176	R3.4.22	定期監視：保管上限には達していない	→増加	*					
*	177	R3.4.28	定期監視：保管上限には達していない	→微増	*					
*	178	R3.5.17	4/22の確認		*					
*	179	R3.5.21	定期監視：保管上限には達していない	→微増	*					
*	180	R3.5.28	定期監視：保管上限には達していない	減少	*					
*	181	R3.10.28	定期監視：保管上限超過の可能性あり(5ヶ月経過)	→増加	2,200					
*	182	R3.11.25	定期監視：(撤去作業中のため)口頭指導	増加・減少あり						
*	183	R4.1.6	定期監視(4ヶ月経過)							
*	184	R4.5.19	定期監視：回覧なし							
*	185	R4.6.16	定期監視：回覧なし。改善は行われていない。	→増加						
*	186	R4.8.30	定期監視：回覧なし	若干減少						
*	187	R4.10.3	定期監視：回覧なし。(4ヶ月経過)	→増加						
*	188	R5.2.21	苦情(匿名)：不法投棄等の苦情⇒電話で事業者に聞き取り							
*	189	R5.2.24	定期監視：保管量は、前回より減少し、5/19と同程度(2ヶ月経過)							
*	190	R5.5.9	定期監視：口頭指導・指導票交付							
*	191	R5.5.11	事業者事務所口頭指導・指導票交付							
*	192	R5.5.26	処分計画書提出(11/30完了予定)							
*	193	R5.6.22	定期監視：回覧なし(5/9から保管量変化なし)							
*	194	R5.6.29	苦情(地区外,R1.9.18同名)：改善されない他⇒「減っていないことは承知。強く指導する」							
*	195	R5.7.6	事業者来所：協議							
*	196	R5.7.7	定期監視：回覧なし	少し減少						
*	197	R5.7.12	定期監視	→増加						
*	198	R5.7.21	定期監視：回覧なし	→若干増加						
*	199	R5.7.27	苦情(地区外,R5.6.29同名)：廃棄物の増加他⇒「指導しているが減っていない」							
*	200	R5.7.31	定期監視：回覧なし	変化なし						
*	201	R5.8.10	定期監視：回覧なし	前回と同程度						
*	202	R5.8.18	定期監視：回覧なし	変化なし						
*	203	R5.8.23	報告徴収・指導票交付							
*	204	R5.8.25	搬出立会。口頭指導							
*	205	R5.9.6	18条報告書提出							
*	206	R5.9.8	定期監視：現地呼び出し指導「8/25時点より増加」処理期限延期1/31	→増加						
*	207	R5.9.12	定期監視	変化なし						
*	208	R5.9.14	定期監視	同程度						
*	209	R5.9.19	搬出立会・測量	同程度						
*	210	R5.9.22	定期監視：搬出立会	大きな変化なし						
*	211	R5.9.26	通報により現地確認：搬入中止を指示							
*	212	R5.9.28	定期監視	同程度						
*	213	R5.9.29	勧告文及び指導票交付「150m/週以上の搬出を」							
*	214	R5.9.29	監視カメラ設置							
*	215	R5.10.5	搬出立会							
*	216	R5.10.6	搬出立会							
*	217	R5.10.12	搬出立会							
*	218	R5.10.19	搬出立会。荷下ろし中止を口頭指導							
*	219	R5.10.23	搬出立会							
*	220	R5.10.27	指導票交付(搬出量確認のため manifests を提出)							
*	221	R5.10.27	事業者事務所での指導・指導票交付							
*	222	R5.10.30	搬出立会							
*	223	R5.11.1	搬出立会							
*	224	R5.11.6	定期監視							
*	225	R5.11.7	搬出立会							
*	226	R5.11.8	搬出立会							
*	227	R5.11.9	搬出立会。木くずの保管量測量							
*	228	R5.11.13	記録40の計算結果。							
*	229	R5.11.13	定期監視							
*	230	R5.11.16	立入調査(11/11以降搬出が停止しているため)							
*	231	R5.11.20	定期監視(11/11以降搬出停止が継続)							
*	232	R5.11.20	改善命令書・指導票交付							
*	233	R5.11.22	搬出立会							
*	234	R5.11.22	搬出立会							
*	235	R5.11.24	搬出立会							
*	236	R5.11.29	搬出立会							
*	237	R5.12.22	定期監視							

<留意点>
★：保管上限を下回っている状況(監視記録の増加、減少に併せて位置を動かしてある)
★：保管上限を上回っている状況で保管量が定量的に把握できているもの
※1 矢印の向きと大きさについては、定量的に判断ができる地点を起点に、監視記録の増減の記述に加えて現場の状況(画像)で判断している(令和2年度は観測者が同じなので、記録の表現で大きさを一定にしている)
※2 「？」は、起点又は終点となる量が不明なもの

?
画像からは相当程度減少 ?

?
?

R5.4で約150m3増加
R5.5~7で約400m3増加
R5.8で約170m3増加

処理実績により、保管可能量を22m3と認定

約780m3撤去
120m3撤去

建設リサイクル法の概要

建設リサイクル法では、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の建設工事について、その受注者等に対し、**分別解体等**及び**再資源化等**を行うことを義務付けています。

